

鎌倉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則(平成 17 年 7 月 4 日規則第 11 号)の規定に基づき、次のとおり鎌倉市市民活動センターの指定管理者の募集について公告します。

令和 6 年(2024 年) 7 月 31 日

鎌倉市長 松尾 崇



1 指定管理者を公募する施設の名称及び所在地

名称	所在地
鎌倉市民活動センター	鎌倉市御成町 18 番 10 号
大船市民活動センター	鎌倉市台一丁目 2 番 25 号

2 指定管理者の指定の基準、業務の範囲及び予定期間

(1) 指定の基準

- ア センターの平等な利用が確保されること。
- イ 事業計画の内容がセンターの適切な維持管理を図れ、かつ、管理経費の縮減を図れるものであること。
- ウ 事業計画に沿ったセンターの管理を安定して行えること。
- エ そのほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業を実施するものと認められること。

(2) 業務の範囲

- ア センターの利用の承認等に関する業務
- イ 指定管理施設の施設及び附帯設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
- ウ 市民活動を行う者に対する助言、援助及び連絡調整に関する業務
- エ 市民活動の推進及び活性を図る事業の実施に関する業務

(3) 指定予定期間

令和 7 年(2025 年) 4 月 1 日から令和 12 年(2030 年) 3 月 31 日まで

3 応募資格

指定管理期間中、鎌倉市市民活動センターを安定的に管理することの可能なノウハウ・実施体制・経営基盤が確保されている法人若しくはその他の団体。なお、応募者は、神奈川県内に事務所を有する団体に限ります。個人での応募は受け付けません。

4 選定の方法

外部の有識者等で構成された鎌倉市市民活動センター指定管理者選定委員会において書類審査及び面接審査(プレゼンテーション及びヒアリング)を行い、指定管理者候補者

の選定をします。

5 申請の方法

(1) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 事業計画書及び収支予算書
- ウ 市民活動コーディネーターについて
- エ 定款又は寄付行為及び法人の登記事項証明書（申請日前 3 カ月以内に取得したもの。法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- オ 活動状況報告書（過去 3 年分）
- カ 財産目録及び貸借対照表（過去 2 年分）
- キ 令和 6 年度の事業計画書、収支予算書及び過去 2 年の事業報告書、収支決算書又はこれらに準ずる書類
- ク 法人税、法人事業税、法人道府県民税、法人市町村民税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（直近過去 2 年分。非課税の場合は、その事実を証する書類）
- ケ 法人等概要書
- コ 法人等の役員名簿

(2) 提出期間

令和 6 年（2024 年）7 月 31 日（水）から令和 6 年（2024 年）9 月 17 日（火）まで（土・日・祝日を除く）。時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く）。

(3) 提出場所

鎌倉市 市民防災部 地域のつながり課 地域のつながり担当
（鎌倉市役所第 3 分庁舎 1 階）

(4) 提出方法

直接持参または郵送（ファクシミリ、メールでの応募は不可）
郵送の場合には、9 月 17 日（火）“必着”とします。
なお、申請書類一式は返却しません。

(5) 募集要項の配布期間及び場所

配布期間は、令和 6 年（2024 年）7 月 31 日（水）から令和 6 年（2024 年）8 月 23 日（金）まで（土・日・祝日を除く）。時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く）。

配布場所は（3）と同じ。なお、配布期間内に鎌倉市のホームページからダウンロードできます。

(6) 募集要項に関する質問の受付期間

令和 6 年（2024 年）7 月 31 日（水）から令和 6 年（2024 年）8 月 27 日（火）まで

(7) その他

詳細は募集要項によります。

6 問い合わせ先

鎌倉市御成町 18 番 10 号 鎌倉市役所第 3 分庁舎 1 階

鎌倉市 市民防災部 地域のつながり課 地域のつながり担当

電話 0467-23-3000 (内線 2582)

電子メールアドレス npo@city.kamakura.kanagawa.jp